

総務委員会会議録（要点筆記）

令和7年9月8日（月）  
午前9時30分 開会

○中村和也委員長

ただいまから総務委員会を開きます。議事を行います。

議案第60号中当委員会に分割付託されました案件を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○内田敦士企画課長

企画課所管の補足説明はありません。

○冨塚直樹財政課長

財政課所管の補足説明はありません。

○永井徹税務課長

2款総務費 1項総務管理費 12目諸費 22節償還金、利子及び割引料 31細節  
定額減税に係る調整給付事業費において、定額減税に係る調整給付費を1億87万8千円  
増額補正するものです。主な原因としては、国の基準により、昨年度は定額減税の非対象  
者であっても、令和6年度の所得の実績により、定額減税の対象となりえた方は、その不  
足分の給付を受けることができるとされたことによるものです。

○近藤晃吉収納課長

2款総務費 1項総務管理費 12目諸費 22節償還金、利子及び割引料 過誤納市  
税還付金及び加算金は、法人市民税において確定申告額が中間納付額よりも少なくなった  
事業所に対して差額を還付するものになります。

○出口久浩防災監

8款消防費 1項消防費 5目災害対策費 17節備品購入費 事業用備品50万円の  
追加は、3×6mのクイックテント3張りを購入するものです。

19款寄附金 1項寄附金 4目消防費寄附金 1節消防費寄附金 災害対策費寄附金  
50万円の追加は、匿名の方1名から防災防犯施策の推進のためにご寄附をいただきました。

○中村和也委員長

補足説明は終わりました。ただいまから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

○渡邊昭司委員

定額減税について、元々始めに積算した時の国の基準から、積算した後に決まってきた  
基準が異なったため、差異ができたということですか。

○永井徹税務課長

当初、国が制度設計をした段階で見込んだ対象者が、その後、国が細かい要件を示して  
きたことにより、想定していた方以外も対象者になりうるということが分かってきたため  
です。

○伊藤奈美総務部長

定額減税の対象は課税をされている方で、非課税の方に対しては、給付金を支給してい  
ました。今回、令和6年度は定額減税非対象者である非課税世帯の方が、令和6年の所得  
の実績が確定したことにより、所得税が発生した場合、定額減税の対象となるというこ  
とが予算積算の時点で見込めていなかったため、増額補正することになりました。

○中村和也委員長

休憩します。

午前9時39分 休憩

○中村和也委員長

委員会を再開します。

○坂井美穂委員

総務管理費補助金の1億87万8千円の歳入について、地方創生臨時交付金とありますが、この交付金は、物価高騰対策などのための自治体向けの交付金であり、今回の国の税制措置である定額減税とどのような関係がありますか。

○永井徹税務課長

昨年行った定額減税に伴う調整給付金は、物価高騰対策を目的として非課税世帯や低所得者層に対して給付をするのが主な目的であり、この交付金の項目の一つでもあるため、全額国から措置されています。

○坂井美穂委員

過誤納市税還付金及び加算金1億9千257万3千円について、法人市民税において高額な還付が発生していますが、内容を教えてください。

○近藤晃吉収納課長

税の制度として、一定の要件に該当する事業者は、中間納付という形で、前年の2分の1の税額を納付する必要があります。その後の確定申告で、最終的な納付額が既に納めた中間納付額よりも少なかった場合、差額を還付します。

今回、2つの事業所で前年度の納税額に大きい差があり、還付しなければならない状況になったことが主な理由になります。

○中村和也委員長

ほかにご質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】(委員7名中、挙手7名)

挙手全員です。

よって、議案第60号中当委員会に分割付託されました案件は、原案のとおり可決しました。

つづきまして、議案第65号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○石島貴伸総務課長

補足説明はございません。

○中村和也委員長

補足説明は終わりました。ただいまから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決しました。

つづきまして、議案第66号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○工藤浩司デジタル課長

補足説明はございません。

○中村和也委員長

補足説明は終わりました。ただいまから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

○有留麻由委員

この条例改正で、自治体間で福祉システムの住登外者の情報共有がされるということですが、それで起こるメリット、デメリットを教えてください。

○工藤浩司デジタル課長

メリットはマイナンバーによる情報連携が可能になり、証明書の添付が不要になることです。デメリットは特にありません。

○有留麻由委員

複数のシステム、自治体間で情報共有ができるようになることで、情報漏えいが心配されます。監査委員から指摘されているように令和6年度は、7件の個人情報漏えいが発生しています。

マイナンバーを利用して情報管理することについて、情報漏洩が起こらないように、半田市としてどのような取り組みを行いますか。

○工藤浩司デジタル課長

マイナンバーを利用できる事務は決められていること、このシステムを利用できる職員は限定されていること、また、このシステムはネットワークも厳密に分離された形で管理することで、対策をしています。

○新美保博委員

今回この条例改正を行う理由は何ですか。また、どんな事務に使われますか。

○工藤浩司デジタル課長

マイナンバーを情報連携として使う事務は、まず国の番号法で規定されているものになります。それ以外に半田市が独自で使う事務については、条例に定めることになります。

今回の住登外の機能は、国が標準化のシステムの仕様を決めて整備しており、その仕様の中で、マイナンバーが項目に入った情報連携ができるようになります。今後、その標準化のシステムを半田市が使うことになりますが、国の番号法には規定がされていないため、条例で規定することになります。

具体的な事務としては、遺児手当の支給、母子父子家庭医療の助成に関する事務、障がい者手当に関する事務などで、今回の住登外のマイナンバーの連携を使っていく予定です。

○大木康敬企画部長

今回の住登外の情報連携については、国から法律で定めないと通知がありましたので、条例で定めて情報連携できるようにするものです。

○中村和也委員長

ほかにご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】（委員7名中、挙手5名）

挙手多数です。

よって、議案第６６号は、原案のとおり可決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は、審査を終了しました。なお、委員長報告は、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと考えますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

ほかに何かありましたらお願いします。ないようですので、これで総務委員会を終わります。

午前１０時１５分 散会